

## はじめに

---

町田市立学校では、次代を担う子どもの豊かな心の醸成を図るために、教育活動全体をとおして、他者を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心を育んでいます。

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。これまでも、いじめを防止するために、学校は様々な努力を重ねてきたところですが、抜本的な解決には至りませんでした。いじめの重大事態の事案が本市及び全国各地で発生し、憂慮すべき事態となっています。

いじめに「気付く」ためには、どの学校でも、どの子どもにも、起こり得るものという危機感をもたなくてはなりません。いじめから「守る」「防ぐ」ために、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識の下、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。

町田市では、2014年10月に「町田市いじめ防止基本方針」を策定し、その後2017年、2019年に改定し、取組を進めてまいりました。この度、新たに「町田市いじめ防止基本方針」を改定し、これまで以上に学校、教育委員会、さらには家庭や地域も含めた社会全体が一丸となって、いじめ問題への取組を推進してまいります。

「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こり得る」問題であり、いじめに悩む児童・生徒を救うため、本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、その他の関係機関の皆さまとの強い連携の下、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に取り組んでまいります。

町田市教育員会  
教育長 坂本 修一

# 「町田市いじめ防止基本方針」改定の主なポイント

## Point 1



### いじめ発生時における組織的な対応の視覚化

- いじめの早期発見や早期対応の流れ、いじめの重大事態発生時の対応の流れを視覚的に示したフロー図を活用し、全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう校内研修（年3回以上）の充実を図る。
- 学校いじめ対応チームの組織図を踏まえ、学校の組織的な対応力の向上を図るために、いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、学校いじめ対応チーム定例会を月1回開催することで情報共有の体制をつくり、実効性の高い取組にする。

## Point 2



### 学校評価結果を踏まえた取組の明確化

- 学校のいじめ防止基本方針をより実効性のあるものにするために、取組状況等を学校評価の項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善するように努める。
- 保護者や地域住民等が学校のいじめ基本方針により関心をもつようにするために、入学時や年度初め等の機会を捉えて、学校便りや保護者会での説明、学校ホームページの掲載など、定期的に周知する。

## Point 3



### インターネットいじめに対する対応の強化

- 情報モラル教育の充実を推進するとともに、児童・生徒に貸与しているタブレット端末については、SNS等の学習に関係のないウェブサイトへのアクセス制限をするなどの技術的対策を行う。
- 児童・生徒に貸与しているタブレット端末の一人一人のログについては、使用状況を記録し管理していることを周知し、指導の充実を図るとともに、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して対応する。

## Point 4



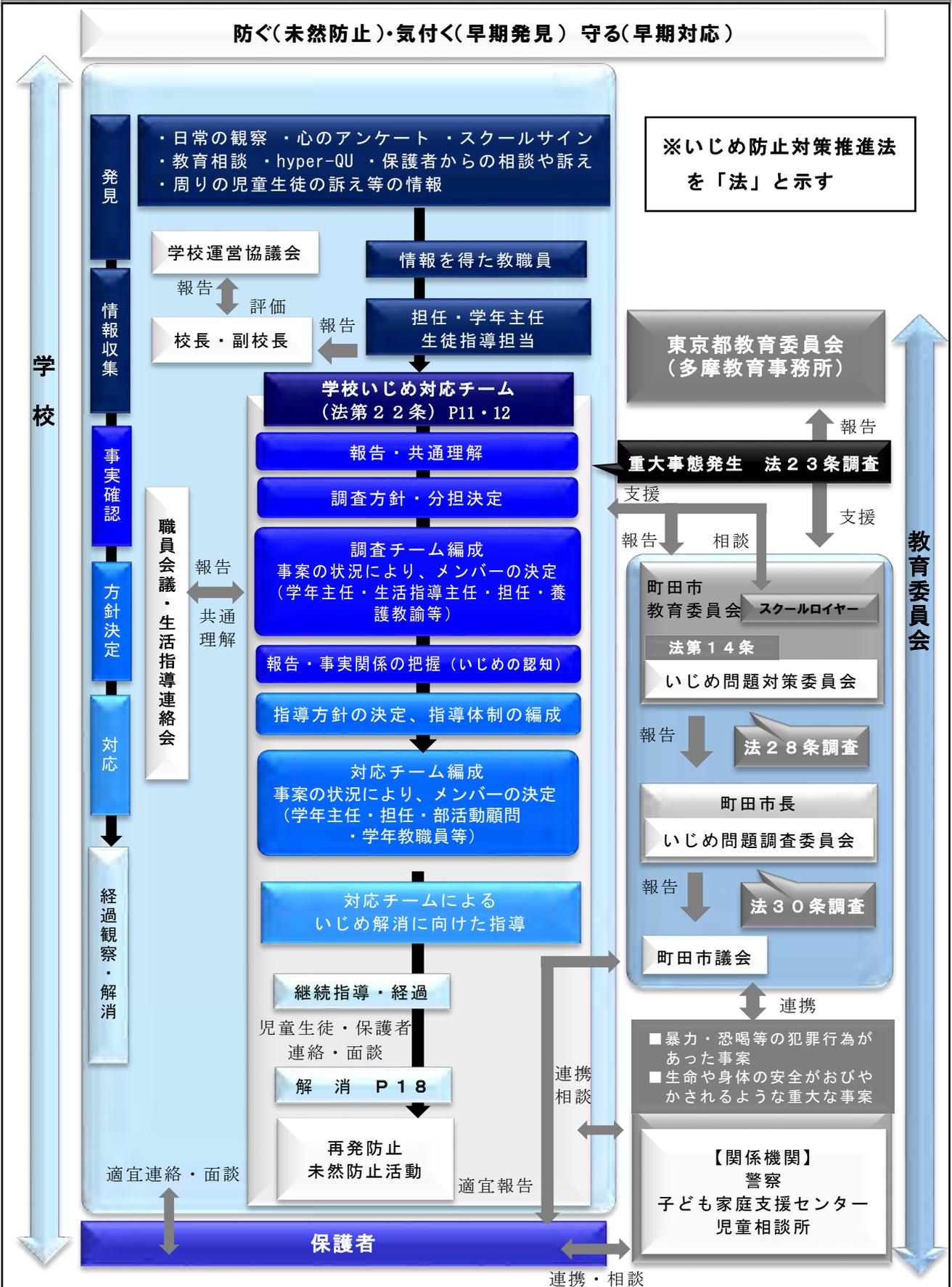
### 「」町田市独自の取組の明確化

- いじめ問題に対して、法的観点から学校に助言を行う「スクールロイヤー」、社会福祉の専門的知識・技術をもつ「スクールソーシャルワーカー」、公認心理師や臨床心理士等の資格をもつ「町田市スクールカウンセラー」の活用など、関係諸機関等との連携を図るなど教職員のいじめ対応力の向上を図る。
- いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」、学級満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を把握する心理検査「hyper-QU」を活用し、学校がいじめ等の未然防止に積極的に取り組めるようにする。

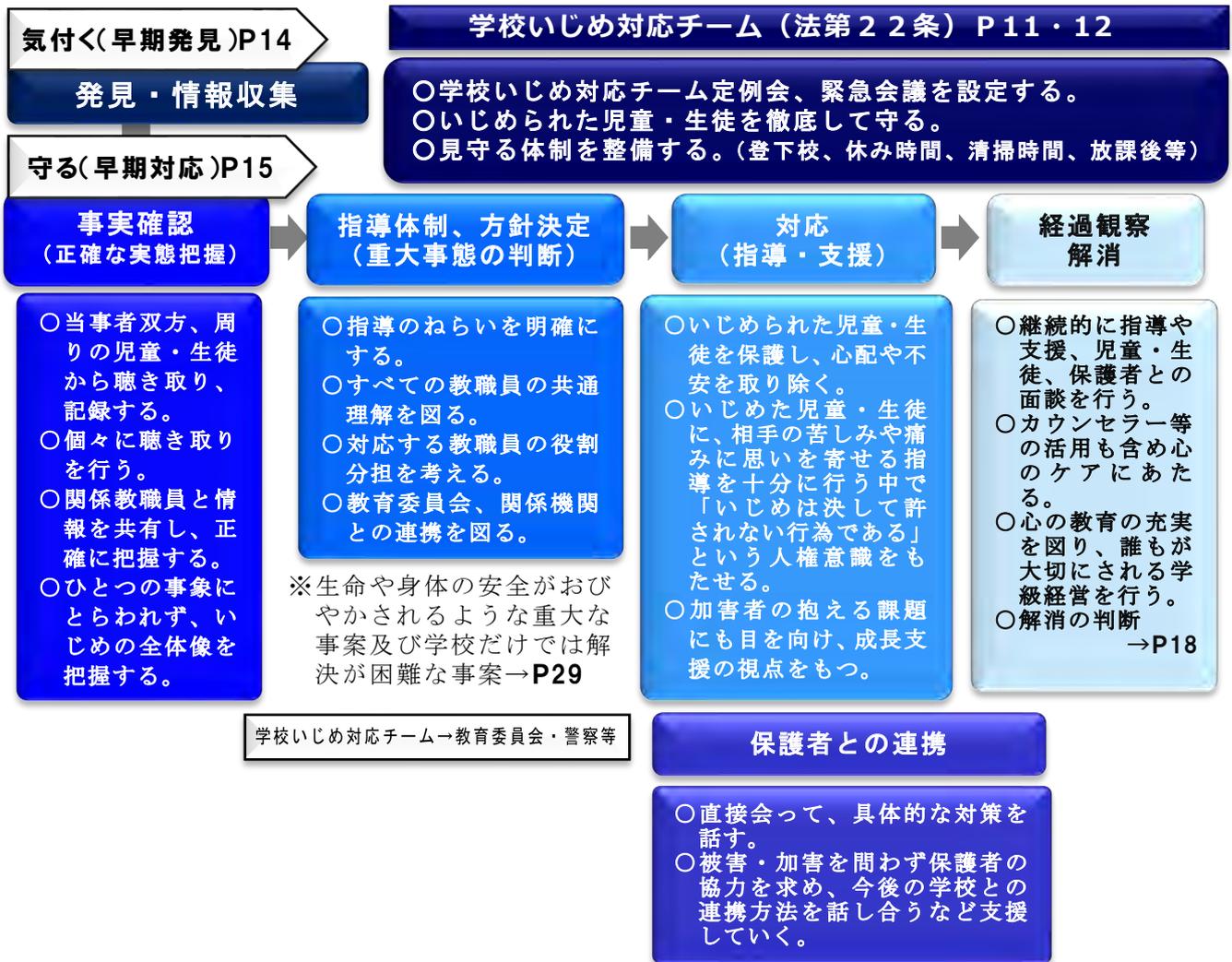
# 町田市立小・中学校におけるいじめ対応の流れ

フロー図① いじめ事案発生時の組織的な対応の流れ

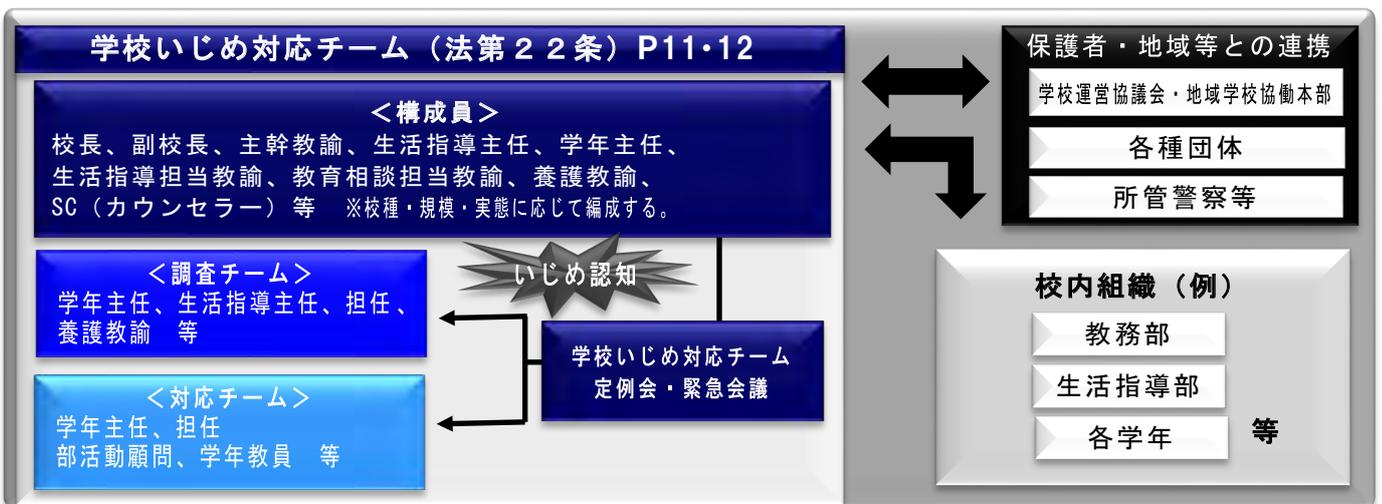
学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条） ※基本方針に基づいて組織的に対応するP10・11



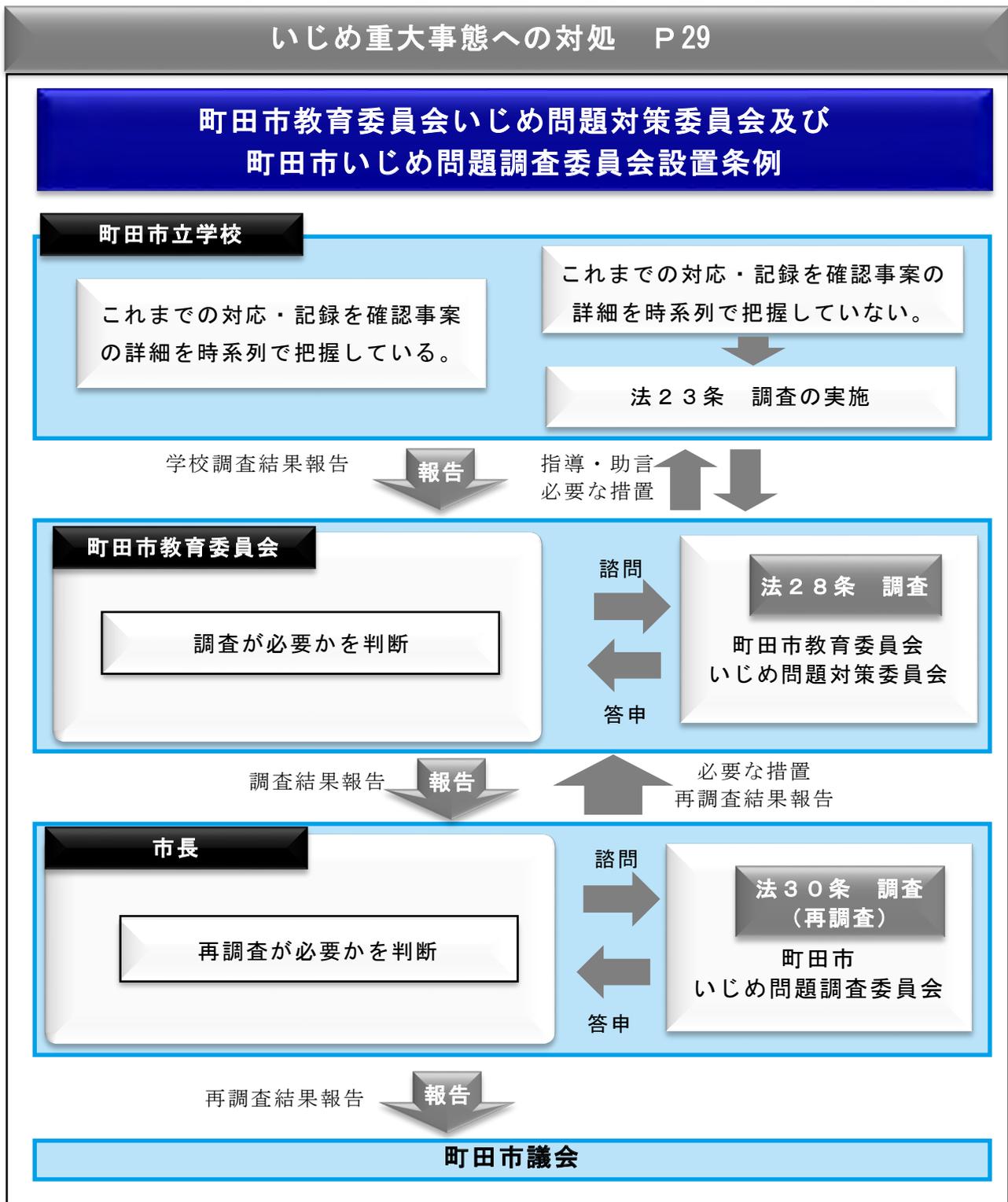
フロー図② いじめ対応の基本的な流れ



図③ 学校いじめ対応チーム 組織図



フロー図④ いじめ重大事態発生時の対応の流れ



## 1 いじめの防止等の対策に関する理念

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

町田市では、この基本理念の下、かけがえのない児童・生徒たちがいじめによって悩み、苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいく。

## 2 いじめの定義 **法第2条**

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と**一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**」をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

法は、いじめを受けた児童・生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童・生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえている。

**個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童・生徒の立場に立つことが必要である。**

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害を受けている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かの判断は慎重に行う。いじめを受けていても、本人がそれを否定する可能性があることや、仮に軽微に見える事でも苦痛が累積する可能性があることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめを受けた児童・生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童・生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し教職員の指導がなくても良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

### 3 いじめの態様

いじめの態様とは、心理的・物理的な攻撃のことである。

(●心理的 ■物理的)

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコン、携帯電話、携帯ゲーム機等で、掲示板への書込みによる誹謗中傷、個人情報への勝手な掲載、虚偽内容の掲載、なりすまし、チェーンメール、悪質な画像・動画投稿等の嫌なことをされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

(「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(文部科学省)より引用)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。大切なことは、それらを明確にすることよりも、いじめにつながる心配があると判断した事例全てに対して、適切に対応することである。

### 4 いじめの理解

- いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応に当たる。

- 「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることにも注意する必要がある。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、社会全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが大切である。具体的には、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば仲間意識に起因する排他性、集団内での人間関係の序列化など）を理解して対応するとともに、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをし周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。
- いじめは、大人の前で行われることはごくまれである。また、大人の前で行われていた場合も、気付かれないような言動によるものが多くある。そのため、より多くの大人が連携して見守るとともに、児童・生徒の些細な変化などサインを見逃さないようにする必要がある。
- 大人が他者の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった振る舞いが、児童・生徒に影響を与えている可能性があることを大人は自覚する必要がある。
- いじめの要因や背景は、本人の状況、児童・生徒の関係性、家庭、学校さらには社会の状況等さまざまである。いじめの行為については厳しく指導を行うが、生活指導上の問題として捉えるだけでなく、その後の支援として、被害を受けた者だけではなく、加害の行為を行った者に対してもきめ細やかに継続的に行っていく必要がある。

## 5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

- 児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、すべての学級で「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、児童・生徒がストレス等に適切に対処できる力を育む。
- 全ての児童・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくりを行っていく。
- いじめ問題に対しては、保護者（家庭）や地域、関係機関と一体となって取り組んでいく。

### (2) 早期発見

- 児童・生徒が、不安や悩み等について、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。

- 児童・生徒の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知すること、また、一人で判断することなく「学校いじめ対応チーム（学校いじめ防止等対策委員会）」（以下「学校いじめ対応チーム」という。）を中心として組織的に情報を共有し、判断し対応する。
- いじめの早期発見のために、毎月「心のアンケート」を実施する。
- 「心のアンケート」だけでいじめの有無を判断するのではなく、普段の児童・生徒の様子を丁寧に観察し、いじめの兆候を見逃さないようにする。
- 「心のアンケート」の結果については、担任だけではなく複数の教員及び管理職で確認をする。
- 保護者（家庭）や地域と連携した児童・生徒の見守り体制をつくる。

### （３）いじめへの対処

- いじめへの対処は、「学校いじめ対応チーム」を中心として組織的に行う。
- いじめが確認された場合、直ちにいじめを受けている児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保するとともに、継続した見守り、支援を行う。
- いじめの行為に対しては、毅然とした指導を行い、直ちにその行為をやめるように指導する。あわせて、いじめをしたとされる児童・生徒に対しては、事情を確認するだけではなく、周囲の情報も収集して適切に指導及び継続的な支援を行う。
- いじめへの対処は学校だけではなく、保護者（家庭）と連携し、事案によっては教育委員会や関係機関と連携する。
- 重大事態が疑われる場合には、速やかに関係機関と連携し対応する。

### （４）家庭や地域、関係機関との連携

- 学校運営協議会をはじめ、PTA等保護者との組織、地域の関係団体、関係機関と、いじめ問題を含む児童・生徒の健全育成について、共通理解を図り連携し協働して取り組む。
- より多くの大人が児童・生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校は保護者（家庭）、地域、関係機関と組織的に連携・協働する体制を構築する。
- 児童・生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導に十分な効果が表れない場合などには、関係機関と適切に連携する。
- 学校や教育委員会は、関係機関との適切な連携が図られるよう、日頃から関係機関の窓口（担当者）を明確にするとともに、連絡会議等による情報共有体制を構築する。